

令和 8 年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画

令和 8 年 9 月

岩手県保健福祉部長寿社会課

1 計画の目的

この計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 2 の 3 第 1 項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する「調査事務に関する計画」及び政令第 37 条の 11 において準用する第 37 条の 5 第 1 項に規定する「情報公表事務に関する計画」として策定する。

なお、本計画は、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日付け老振発 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「課長通知」という。）別紙Ⅲ 3（3）に基づき、一体の計画として策定する。

2 計画の基準日

令和 8 年 1 月 1 日

3 計画の期間

令和 8 年 9 月から令和 9 年 4 月

4 報告・調査の対象となる介護サービス事業所

- （1）令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に新たに介護サービスの提供を開始する事業所（休止から再開する事業所を含む。）
- （2）計画の基準日前 1 年間ににおいて支払いを受けた利用者負担を含めた介護報酬の金額が 100 万円を超える別表 1 に掲げる事業所。ただし、調査については、別表 1 の「調査月」欄に調査月の表示のある事業所を対象とする。

5 報告・調査・公表の時期及び方法

- （1）時期（事業所ごとの報告月、調査月、公表月は別表 1 のとおり）

報告月	報告受付期間	調査対象事業所		調査対象外事業所
		調査月	公表月	公表月
9 月	令和 8 年 9 月 17 日（木）～10 月 1 日（木）	11 月	12 月	11 月
10 月	令和 8 年 10 月 19 日（月）～11 月 2 日（月）	12 月	1 月	12 月
11 月	令和 8 年 11 月 17 日（火）～12 月 1 日（火）	1 月	2 月	1 月
12 月	令和 8 年 12 月 18 日（金）～令和 9 年 1 月 8 日（金）	2 月	3 月	2 月
1 月	令和 9 年 1 月 18 日（月）～2 月 1 日（月）	3 月	4 月	3 月
2 月	令和 9 年 2 月 15 日（月）～3 月 1 日（月）	4 月	4 月	4 月
3 月	令和 9 年 3 月 18 日（木）～4 月 1 日（木）			4 月

(2) 報告・調査の方法

報告及び調査の方法は次のとおりとする。

なお、一の事業所において、別表2のサービス区分ごとの複数サービスを一体的に提供している場合は、原則として、報告・調査を一体的に行うものとして取扱う。

ア 報告

インターネットの介護サービス情報公表システムに接続し、当該システムにより必要な情報を入力する方法により報告する。

- 対象事業所に対し、指定情報公表センターから報告等について通知されるので、事業所は、当該通知に基づいて情報の入力等を行う。

イ 調査

- ① 報告のあった介護サービス情報について、指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を行う。

- 対象事業所に対し、指定調査機関から訪問調査の日程調整等について連絡があるので、事業所は、必要な調整を行ったうえで調査を受ける。

② 留意事項

(ア) 調査実施時期の調整について

調査の実施時期は、別表1に定める調査月を原則とする。なお、災害その他やむを得ない理由がある場合に限り、調査の延期を認めるものとする。

また、調査の延期は、別表1に定めた調査月の翌々月までの期間で調整するものとし、別添様式1を指定調査機関あてに提出して、実施時期を調整するものとする。

(イ) その他

上記(ア)により訪問調査を延期した場合でも、介護サービス情報の公表システムへの記入内容は、調査票の記入年月日時点の情報となる。

6 手数料

対象事業所は、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の規定に基づき、次により所定の手数料を納付する。

なお、県は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納事務を次の法人に委託しているので、対象事業所は、各法人からの通知等により、各法人に対して手数料を納付する。

(1) 介護サービス情報調査手数料

ア 手数料の額

一の介護サービス（複数の介護サービスに係る調査を一体的に行う場合は一の介護サービスとみなす）につき、26,000円

イ 手数料収納事務委託団体

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会

(2) 介護サービス情報公表手数料

ア 手数料の額

一の介護サービス（複数の介護サービスに係る公表を一体的に行う場合は一の介護サービスとみなす）につき、7,200円

イ 手数料収納事務委託団体

公益財団法人いきいき岩手支援財団

7 4の（１）及び（２）に該当する事業所以外で自ら情報の報告・調査・公表を希望する事業所の取り扱い

利用者への積極的な情報提供等を行うため、4の（１）及び（２）に該当する事業所以外で自ら情報の報告・調査・公表を希望する場合は、これを妨げない。

その場合、介護報酬の金額が 100 万円以下の事業所等のうち基本情報及び運営情報の報告、運営情報の調査並びに基本情報及び運営情報の公表を希望する事業所又は4の（２）ただし書きに該当する事業所以外の事業所等のうち調査を希望する事業所は、予め指定調査機関に相談したうえで指定情報公表センターに申し出ること。

また、基本情報及び運営情報の報告及び公表を希望する事業所は、指定情報公表センターに公表の希望を申し出ること。

8 廃止、休止事業所の取り扱い

4の（２）に該当する事業所において、サービスを全て廃止又は休止した場合は、報告・調査の対象外とする。

計画期間内にサービスを全て廃止又は休止する予定の事業所においては、5の（１）で定める報告期限までに、別添様式2により指定情報公表センターに申し出ることにより、報告期限の猶予を受けられるものとする。ただし、猶予期限までに、廃止又は休止の届出が行われない場合は、事業を継続しているものとみなし、報告・調査の対象とする。

なお、休止（予定）に伴う猶予後、令和8年12月末日までに再開した事業所については、本年度の報告・調査の対象とする。

9 連絡先

区 分	連 絡 先
制度全般について	岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 電話：019-629-5441 FAX：019-629-5444
報告（調査票の内容）、公表について	指定情報公表センター 公益財団法人いきいき岩手支援財団 総務・公表課 電話：019-613-8123 FAX：019-625-7494
調査について	指定調査機関 特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会 電話：019-604-8862 FAX：019-604-8863

【別表 1】岩手県保健福祉部長寿社会課のホームページに掲載

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

【別表 2】一体的な報告・調査を行うサービス区分

区分	サービス種類
1	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護 介護予防訪問看護 指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 指定療養通所介護 地域密着型通所介護
6	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型）） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型）） 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型）） 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型）） 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）） 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））） 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売

区分	サービス種類
11	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
12	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護老人保健施設） 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	介護医療院 短期入所療養介護（介護医療院） 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
17	短期入所療養介護（療養病床を有する病院等） 介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）